

## 第三期射水市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査等業務 公募型プロポーザルの実施について

射水市では、「第三期射水市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、必要な調査・分析等を行う業務委託に係る公募型プロポーザルの参加者を募集します。

参加を希望される方は、次の要領により手続を行ってください。

令和5年10月4日

射水市長 夏野 元志

### 1 趣旨・目的

令和2年3月に策定した「第二期射水市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度をもって計画期間が終了することから、令和7年度から5年間を計画期間とする次期計画の策定に向け必要な基礎資料を今年度とりまとめることを目的として、公募型プロポーザル方式により委託業者を選定する。

本業務では、国の方針等に基づき教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の事業量の必要見込みや供給量の調査・分析を行うとともに、加えて社会情勢や本市の抱える課題、現行計画の検証結果等を踏まえるなど、膨大なデータ収集や多様かつ高度な分析が必要となる。これら基礎となる資料のとりまとめに必要なニーズ調査等を効率的に進めるため、その業務を委託することとし、本プロポーザルに参加する事業者から優れた提案を募集し、選定手続きについて必要な要件を定める。

### 2 委託業務の概要

#### (1) 業務名

第三期射水市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査等業務

#### (2) 業務内容

別紙「第三期射水市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査等業務委託仕様書」のとおり

#### (3) 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

※ニーズ調査等については、国の方針や手引き等を踏まえ実施することになるため、期間延長となる可能性がある。

### 3 提案限度額

令和5年度：6,070,000円（消費税及び地方消費税含む。）

※この金額は、ニーズ調査等に係る見積上限額を示すものであり、契約予定額を示すものではありません。

※計画策定業務に係る令和6年度の予算額は未定だが、参考見積書を提出するものとする。

#### 4 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たしていることを条件とする。

- (1) 射水市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 射水市入札参加停止基準による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続を開始する申立て及び民事再生法（平成11年法律第225条）の規定に基づく再生手続を開始する申立てをしていない者又は申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）及び暴力団またはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。
- (6) 打合せ等が必要なときに迅速に対応ができること。

#### 5 参加方法等

##### (1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する事業者の提出書類は次の表のとおりとする。

	提出書類	部数	注意事項
①	参加申込書	1部	指定様式による（様式1） ※代表者印を押印すること
②	提出届書	1部	指定様式による（様式2）
③	会社概要	1部	任意様式、パンフレット可
④	業務経歴書	6部	指定様式による（様式3、任意様式でも可）
⑤	実施体制調書	6部	指定様式による（様式4） ※情報セキュリティ体制含む
⑥	企画提案書	6部	業務全般に関する企画、提案（任意様式）
⑦	業務工程表	6部	業務実施にあたっての工程（任意様式）
⑧	見積書	1部	積算内訳も提出（任意様式） ※消費税及び地方消費税を含めること（10%） ※業務概要の項目毎に記載すること ※計画策定業務に係る参考見積を提出すること

※④～⑦は全6部とし、うち1部は正本、5部は副本（コピー可）とする。

(2) 選考スケジュール及び提出期限

手 順	日 程
実施要領等の公表 (募集開始)	令和5年10月4日(水)
質問票の提出 (指定様式)	令和5年10月4日(水) ～10月13日(金)午後5時【必着】 ※提出は電子メールによる。送信後、子育て支援課に確認の電話をすること。(土日、祝日除く)
質問票の回答 (内容の公表)	令和5年10月17日(火) ※回答は市ホームページで行う。質問に対する回答は、仕様書の追加又は修正とみなす。(なお、質問の内容によっては、回答が示されない場合もある。)
参加申込書の提出	令和5年10月18日(水) ～10月20日(金)午後5時【必着】 ※提出は持参又は郵送による。(FAXも可とするが、子育て支援課に確認の電話をすること。) ※参加者にはプレゼンテーション開催の詳細を案内する。
企画提案書等の提出	令和5年10月18日(水) ～10月25日(水)午後5時【必着】 ※提出は持参又は郵送による。(土日除く)
審査 (プレゼンテーション等)	令和5年10月下旬
審査結果の通知・公表	令和5年11月上旬 ※電子メールで通知する。 ※公表は市ホームページで行う。
契約締結	令和5年11月中旬(予定)

(3) 提出場所及び問い合わせ先

射水市福祉保健部子育て支援課保育・幼稚園係 清水、後明

所在地：〒939-0294

富山県射水市新開発410番地1 射水市役所本庁舎

電 話：0766-51-6629

F A X：0766-51-6660

メール：kosodate@city.imizu.lg.jp

6 提出書類の作成要領

(1) 企画提案書

業務の内容を踏まえたうえで、計画策定支援業務（令和5年度ニーズ調査等業務及び令和6年度計画策定業務）について、以下の内容に留意し記載すること。ただし、令和6年度分は参考のため提出を求めるものである。

① 規格

(ア) A4版縦で横書き、任意様式とする。(A3版による折込頁の挿入可。)

(イ) 文字の大きさなど見やすさに留意すること。

## ② 構成

要点を簡潔にまとめて作成すること。以下の項目については必ず記載すること。

(ア) 子ども・子育て支援事業計画の基本的な考え方

(イ) ニーズ調査に係る提案（設問のポイント、考え方）

(ウ) 子ども等の意見を施策に反映するための取組み

(エ) その他、独自提案等

## (2) 業務実施体制調書

本業務を受託した場合の業務実施体制を記載する。保有資格、過去5年以内に従事した業務及び手持ち業務について記載すること。

また、子ども・子育て支援事業計画策定支援業務に係る契約実績並びに過去5年以内（平成30年度以降）福祉関連等の各種計画策定支援業務に係る契約実績について記載すること。

## (3) 見積書

見積書は、令和5年度業務と令和6年度業務の2種類を作成すること。（ただし、本契約は令和5年度のニーズ調査等業務委託とする。）令和5年度契約は、優先交渉権者決定後、業務提案内容に基づき令和5年度業務の見積もりによる協議を想定している。この協議により、業務内容の変更、業務量の増減等に伴い、改めて見積書の提出を依頼する場合がある。以下の内容に留意して作成すること。

① A4版、任意様式で作成すること。

② 分かるよう業務内容の区分毎に記載すること。

## 7 審査方法等

### (1) 審査方法

「射水市子ども・子育て支援事業計画策定支援業務委託公募型プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、提案内容と見積書を総合的に評価する「射水市子ども・子育て支援事業計画策定支援業務委託評価基準」に基づいて審査（プレゼンテーション及び聞き取り）を行う。なお、応募が1者であっても審査し、適否を判断する。

### (2) 審査結果の通知

審査結果は、提案者全員にすみやかに通知する。審査内容の詳細については非公表とし、審査内容についての問い合わせ及び審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

### (3) 優先交渉権者の決定

審査の結果、最も評点の高かった者を優先交渉権者とし、契約締結に向けて協議を行う。協議の結果、契約の締結に至らなかった場合は、次点の提案者を交渉権者とする。

評点の合計が同点であった場合は、参考見積書の金額の低い方を交渉権者とする。

## 8 その他

- (1) 提案募集に参加する者は、契約協議後において、本プロポーザル実施要領等の内容について、不明又は錯誤を理由に異議を申し立てることはできない。
- (2) 提出書類受領後の差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 提案、その他手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 提出書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属する。ただし、市が本件プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ずに、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。提案募集に係る公文書公開請求があった場合は、射水市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。
- (5) 提出された書類は一切返却しない。
- (6) 企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とする。
- (7) 次のいずれかに該当した場合、提案は無効とする。
  - (ア) 優先交渉権者の選定又は契約協議時点において、参加資格要件に掲げる資格のない者が提案したとき
  - (イ) 所定の日時及び場所に提案書類を提出しないとき
  - (ウ) 提案に関して談合等の不正行為があったとき
  - (エ) 正常な提案の執行を妨げる等の行為をなす恐れがある者、又は、なした者が提案したとき
  - (オ) その他、指示した事項及び提案に関する条件に違反したとき提出書類に虚偽の記載をしたとき
- (8) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。辞退することによって、今後の本市との契約等について不利益な取扱いをするものではない。